



令和8年度 男女平等参画推進月間

スマートフォンでの
撮影もOK!

写真募集!

応募期間：令和8年6月15日(月)まで(当日消印有効)

水戸市では、「水戸市男女平等参画基本条例」が施行された9月を「水戸市男女平等参画推進月間」としています。誰もが性別にとらわれず、その個性と能力を發揮できる男女平等参画社会の実現に向けて、広く市民や事業者等の理解と関心を深めていただくために、写真を募集します。



▲【令和7年度 最優秀賞】

【募集内容】

家庭や地域、職場などで、年齢や性別にとらわれず“いきいき”と活動している様子がわかる写真を募集します!

募集例1 家事・育児に関すること

パートナーとの家事・育児の分担の様子 など

募集例2 社会活動に関すること

地域で活躍する女性地区/町内会長 女性の消防団 など

作品タイトル

「二人で作る食卓」

作品紹介文

この写真は夕飯の準備を二人で仲良く作っている所を撮ったものです。二人は終始笑顔で作っており、おいしい食事の秘密がわかった気がした瞬間でした。



最優秀賞(1点) 記念品 10,000円分

優秀賞(2点) 記念品 5,000円分

佳作(3点) 記念品 3,000円分

入賞者には、表彰状とQUOカードを贈呈します!

お申込み・お問合せ先： 水戸市男女平等参画課

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所4階

TEL 226-3161 Eメール (hyogo-syashin@city.mito.lg.jp)



電子申請 二次元コード

応募のきまり

【募集内容】 「家庭」や「地域」「職場」「学校」など私たちの生活の中で、年齢や性別にとらわれず「いきいき」と活動している様子、男女平等参画社会の実現をイメージした写真。



【募集例1】 家事・育児に関すること

・パートナーとの家事・育児の分担の様子、時短勤務や育休中の様子、地域で行う子育て支援のイベントや講座の様子など。

【募集例2】 社会活動に関すること

・学校・地域、職場での活動に積極的に関わる様子がわかるもの。地域で活躍する女性地区・町内会長、地域の防災訓練等で積極的に参加するお父さん、学校で活躍する女性の応援団長・・・など。

【応募資格】 水戸市内に居住または通勤・通学している方（職場などグループ・団体での応募も可）

【募集期間】 令和8年4月1日（水）から6月15日（月）まで【当日消印有効】

- 【応募規定】
- ①写真データをいばらき電子申請やメールに添付するか、プリントまたは、インクジェットプリンターで出力したものを提出する。
 - ②プリントするときには、写真サイズは、4つ切(254mm×305mm)又はA4(210mm×297mm)サイズとします。ただし、データ添付の場合は、この限りではありません。
 - ③カラー、モノクロは問いません。組写真、合成写真は不可とします。
 - ④写真に肖像権を有する人物及び建造物等が含まれている場合、応募者本人が公表の承諾を得てください。
 - ⑤作品の画像データ、又はネガ、ポジフィルムを必要に応じ提供していただきます。

【応募方法】 応募作品に、住所・氏名（ふりがな）・年齢（学生は学校名と学年）・電話番号・作品のタイトルと紹介文を記入したものを添付して、いばらき電子申請、又は男女平等参画課あてに直接、郵送またはEメール（hyogo-syashin@city.mito.lg.jp）でご応募ください。職場やグループ、団体で応募の場合は、団体名と代表者の氏名を記入ください。

- 【表彰】
- ・応募作品の中から、最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作3点を選出します。
 - ・入賞作品は、入賞者ご本人に通知し、表彰状及び記念品を贈呈します。
 - ・一人で、複数の作品の応募が可能ですが、入賞は一人1点のみです。

- 【その他】
- ・入賞した方のみご連絡をさせていただきます。（7月下旬頃予定）
 - ・9月に市役所本庁舎などで、入賞作品による作品展を開催します。
 - ・作品は、自作で未発表のもの、肖像権・プライバシー等問題のないものに限りです。
 - ・**応募作品は返却しませんのでご了承ください。**入賞作品の著作権使用に関する権利は、水戸市に帰属します。入賞作品は市の広報誌・ホームページなどで使用することがあります。使用にあたっては、応募者の氏名表示を行うことがあります。

< 写真作品募集 応募用紙 >

作品タイトル			
作品紹介文			
ふりがな 氏名 団体の場合は、 団体名と代表者名	ふりがな	年齢	
住 所	〒		
学校名		学年	

写真の返却はいたしません。ご注意ください。